

監査公表第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年 5 月 10 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治

彦根市監査委員 西 川 正 義

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 2 5 年 4 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監 査 対 象
4 月 1 1 日	教育研究所 少年センター 図書館・視聴覚ライブラリー 市民体育センター
4 月 1 2 日	人権教育課 生涯学習課
4 月 1 8 日	保健体育課 文化振興室・市民会館
4 月 2 4 日	学校教育課 市史編さん室 文化財課・彦根城管理事務所・開国記念館
4 月 2 5 日	教育総務課

2 監査の方法

各所属とも、平成 2 4 年度（平成 2 5 年 2 月末日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

学校教育課における奨学金返還金の未収については、解消に向けて努力されているところだが、引き続き回収に努めるとともに、回収の見込みがない債権については、債権管理条例等に基づき適切に処理されたい。

教育総務課、文化財課における施設の修繕については、真に緊急を要するものについては 1 者による随意契約もやむを得ないところであるが、安易に緊急性を理由とすることなく修繕の内容を精査し、入札や見積もり合わせによる契約ができないか検討されたい。

教育総務課における教育コンピューター用ソフトウェアの充実については、年度の早い段階で整備ができるよう整備内容の検討時期や発注時期等について見直しをされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。